

## 「小規模多機能 姫りんご（介護予防）」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(庄原市指定 第3492100155号)

当事業所はご契約者に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

### ◆◆目次◆◆

1. 事業者 .....	1
2. 事業所の概要 .....	1
3. 事業実施地域及び営業時間 .....	2
4. 職員の配置状況 .....	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金 .....	3
6. 苦情及び事故の対応について .....	7

#### 1. 事業者

- |           |                   |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名   | 社会福祉法人 東城有栖会      |
| (2) 法人所在地 | 広島県庄原市東城町川西947番地2 |
| (3) 電話番号  | 08477-2-2215      |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 高原 淳 尚        |
| (5) 設立年月日 | 昭和47年5月2日         |

#### 2. 事業所の概要

- |            |   |
|------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 地域密着型介護予防サービス<br>平成27年 4月 1日指定<br>庄原市第3492100155号   |
| (2) 事業所の目的 | 住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。 |
| (3) 事業所の名称 | 小規模多機能型居宅介護事業所 姫りんご   |

- (4) 事業所の所在地 広島県庄原市東城町内堀1098番地4
- (5) 電話番号 08477-3-2022
- (6) 管理者氏名 佐々木由紀
- (7) 当事業所の運営方針 利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。
- (8) 開設年月日 平成27年 4月 1日
- (9) 登録定員 24人  
(通いサービス定員12名、宿泊サービス定員9名)

### 3. 事業実施地域及び営業時間等

- (1) 通常の事業の実施地域 東城町小奴可地区

- (2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休	
営業時間	毎日	8時～30分～17時30分

- (3) サービス提供時間

通いサービス	毎日	9時～00時～16時00分
宿泊サービス	毎日	16時～00時～9時00分
訪問サービス	24時間(随時)	

- (4) 居室等の概要

当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。宿泊サービスの際に利用される居室は個室ですが、2人部屋など他の種類の利用をご利用される場合は、その旨お申し出ください。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合も  
ンあります。)

居室・設備の種類		室数	備考
宿 泊 室	個 室	6 室	
	続き間	3 室	
	合 計	9 室	
居間兼食堂		1 室	
台所		1 室	
浴室		1 室	一般浴室
消防設備			スプリンクラー・自動

### 4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

従業者の職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 管理者	1名			1名	事業内容調整
2. 計画担当職員	1名		1名	1名	サービスの調整・相談業務
3. 介護職員	10名		10名	5名	日常生活の介護・相談業務
4. 看護職員	1名		1名	1名	健康チェック等の医務業務

#### <主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 介護職員	勤務時間 8:30～17:30 10:30～19:30(遅出) 16:30～ 9:30(夜勤) ☆原則として1名の介護職員がお世話をします。
2. 看護職員	勤務時間 8:30～17:30 10:30～19:30(遅出) ☆原則として1名の看護職員が勤務します。

#### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 利用料金が介護保険から給付される場合</li> <li>(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合</li> </ul> |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

#### <サービスの概要>

##### ア 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

- ① 食事（但し、食費は別途いただきます。）
  - ・ 食事の提供及び食事の介助をします。
  - ・ 調理場で利用者が調理することができます。
  - ・ 食事サービスの利用は任意です。
- ② 入浴
  - ・ 入浴又は清拭の介助を行います。
  - ・ 衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
  - ・ 入浴サービスの利用は任意です。
- ③ 排せつ

- ・利用者の状況に応じて適切な排せつの介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

④ 機能訓練

- ・利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

⑤ 健康チェック

- ・血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

⑥ 送迎サービス

- ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

イ 訪問サービス

- ・利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

- ・訪問サービス実施のための必要な備品等（水道・ガス、電気を含む）は無償で使用させていただきます。

- ・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

① 医療行為

② ご契約者もしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受

③ 飲酒及びご契約者もしくはその家族の同意なしに行う喫煙

④ ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

⑤ その他ご契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

ウ 宿泊サービス

- ・事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

〈サービス利用料金〉（契約書第5条参照）

ア 通い・訪問・宿泊（介護費用分）全てを含んだ一月単位の包括費用の額

利用料金は、1ヶ月ごとの包括費用（定額）です。

別紙の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

別紙：別紙サービス利用料金表参照

☆ 月ごとの包括料金ですので、ご契約者の体調不良や状態の変化等により介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。

☆ 月途中から登録した場合または月途中で登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

登録日……ご利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

登録終了日……ご利用者と当事業所の利用契約を終了した日

☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ ご契約者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

## イ 加算

【初期加算】 30円/日

介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として上記のとおり加算分の自己負担が必要となります。30日を超える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。

【看護職員配置加算Ⅱ】 700円/月

専従の准看護師を1名以上配置しているため、上記のとおり加算分の自己負担です。

【若年性認知症利用者受入加算】 450円/月

日常生活に支障を来す恐れのある症状・行動が認められ、介護を必要とする認知症の利用者（認知症日常生活自立度Ⅲ以上）の場合

【処遇改善加算Ⅰ】

所定単位数に10.2%を乗じた金額

【サービス提供体制強化加算（Ⅰ）】 750円/月

従業者総数に対し、下記の①または②のいずれかに該当する場合

【特別地域加算】 所定単位数の15%

厚生労働大臣が定める地域（過疎地域であって、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難な地域）

【科学的介護推進体制強化加算Ⅰ】 40円／月

下記のいずれかに該当する場合

- ・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に掛かる基本的な情報を、厚生労働省に提出している場合
- ・必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画を見直すなど、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たって、上記の情報その他指定小規模多機能型居宅介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合

【総合マネジメント加算Ⅰ】 1,200円／月

- ・日々の多職種との連携や環境に合わせて計画の未投資の業務を評価する場合

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条参照）

以下のサービスは、**利用料金の全額がご契約者の負担となります。**

〈サービスの概要と利用料金〉

① 食事の提供（食事代）

ご契約者に提供する食事に要する費用です。

料金：朝食210円 昼食520円 夕食320円 配食520円

② 宿泊に要する費用

料金：2,000円／泊

③ 通常の事業の実施地域以外のご契約者に対する送迎費用及び交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、通常事業の実施地域を越えた地点から、下記料金をいただきます。

片道1kmにつき30円

④ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑤ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑥ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代：はくパンツ170円・おむつタイプ120円～150円

通院、買物等の送迎費用：出発時点から目的地までの距離に応じ1kmにつき30円

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第7条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 窓口での現金支払
イ. 下記指定口座への振り込み 広島銀行 東城支店 普通預金 0146536 口座名義 老人ホーム東寿園 園長 小林正和
ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし ご利用できる金融機関: 広島銀行 東城支店 又は JA 広島 東城支店 ゆうちょ銀行

(4) 利用の中止、変更、追加 (契約書第8条参照)

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金 (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. 苦情及び事故の対応について (契約書第18条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 (担当者)

[職名] 部長 小林正和

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

8:30～17:30

また、苦情受付ボックスを事務所に設置しています。

○苦情・事故処理体制および手順 別紙参照

○苦情解決責任者

[職名] 管理者 佐々木由紀

○第三者委員 吉本一徳 電話番号 08477-4-0268

金丸和夫 電話番号 08477-2-4161

(2) 行政機関その他苦情受付機関

庄原市役所東城支所 地域振興室 保健福祉係	所在地 広島県庄原市東城町川東1175 電話番号 08477-2-5131 FAX 08477-2-5122 受付時間 月曜日から金曜日 8:30~17:15
国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地 広島市中区東白島町19-49 電話番号 082-554-0783 FAX 082-511-9126 受付時間 月曜日から金曜日 8:30~17:15
広島県社会福祉協議会 適正化委員会	所在地 広島市南区比治山本町12-2 電話番号 082-254-3419 FAX 082-569-6161 受付時間 月曜日から金曜日 8:30~17:00

7. 運営推進会議の設置

当事業所では、介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービス提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

<運営推進会議>

構成：地域住民の代表者、市町職員、介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等 7名

開催：隔月で開催

<第三者評価>

実施の有無 有 ・ 無 実施年月日 年 月 日

評価機関 運営推進会議

評価結果の開示

8. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

<協力医療機関>

機関名 医療法人 社団千手会 瀬尾医院  
所在地 庄原市東城町川東163-7  
TEL 08477-2-0023

機関名 横山歯科医院  
所在地 庄原市東城町川西792-1

TEL 08477-2-4018

〈バックアップ施設〉

施設名 養護老人ホーム東寿園

所在地 庄原市東城町川西947-2

TEL 08477-2-2215

施設名 風の街みやびら特別養護老人ホーム

所在地 庄原市東城町川西1332-5

TEL 08477-2-3745

## 9. 非常災害時の対応

非常災害時には、別途定める消防計画等に沿って対応を行います。また、避難訓練を年間2回行います。

消防用設備：スプリンクラー

## 10. その他

- (1) 事業者は、契約書の第9条本文の場合に備えて、賠償保険に加入しています。
- (2) 事業者は、弁護士法人ALG&Associatesと顧問契約を締結しています。
- (3) 事業者は、提供する居宅介護支援に関して、利用者に対する背信行為等不適切な業務が認められた場合には、弁護士法人ALG&Associatesの監督のもと適正な措置を講じるよう努めます。

令和 年 月 日

指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

介護予防小規模多機能姫りんご

説明者 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 広島県庄原市東城町

氏名 印

私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、契約者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者 住所

氏名 印

(契約者との関係)

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

## <重要事項説明書付属文書>

### 1. 事業所の概要

(1) 建物の構造 木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建

(2) 建物の延べ床面積 258.36㎡

#### (3) 事業所の周辺環境

内堀地区中心部に位置し、交通の便もよく食料品店等が隣接している。

地域に密着し、なじみやすい雰囲気を醸し出している。

### 2. 職員の配置状況

#### <配置職員の職種>

**介護職員**…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

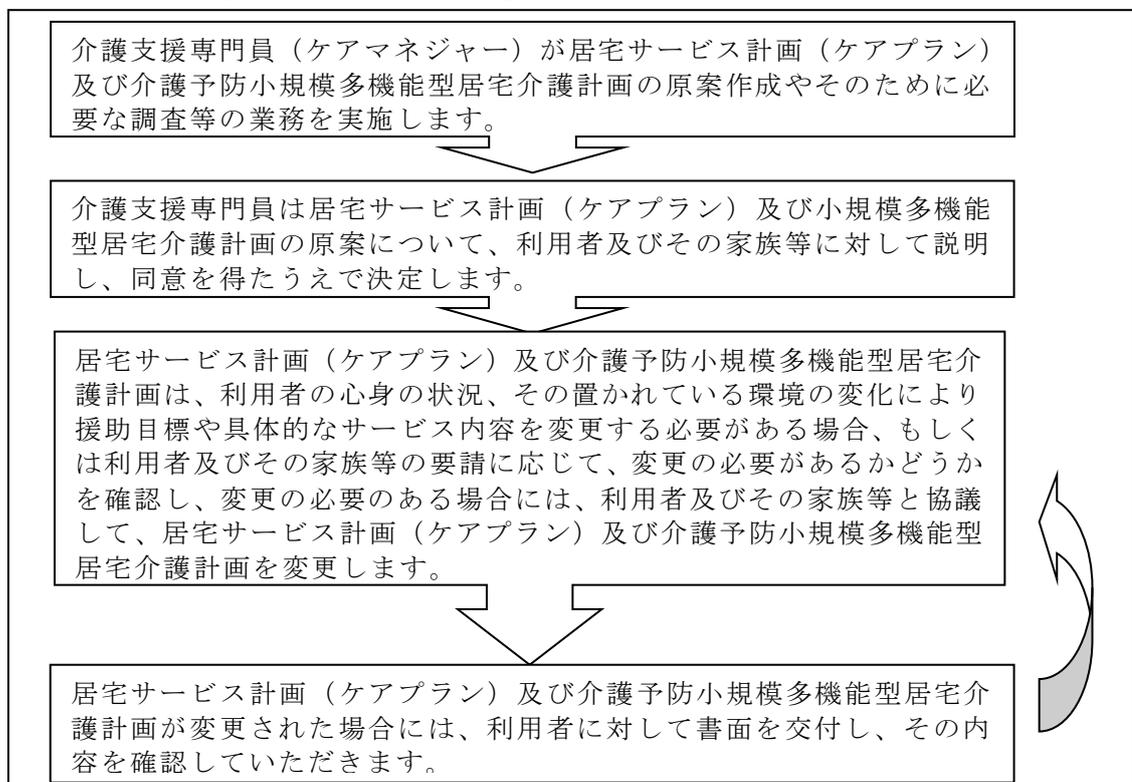
10名の介護職員を配置しています。

**看護職員**…主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護等も行います。

1名の看護職員を配置しています。

### 3. 契約締結からサービス提供までの流れ

(1) 利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」及び「小規模多機能型居宅介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）



#### 4. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財物の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医等への連絡を行うなど必要な処置を講じます。
- ⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。また、退職後もそれを堅持します。（守秘義務）  
ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。  
また、ご利用者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご利用者の同意を得ます。
- ⑥ご利用者に対する身体拘束その他行動を制限する更衣を行いません。ただしご利用者又は他のご利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続により身体を拘束する場合があります。

#### 5. 損害賠償について（契約書第10条、第11条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

#### 6. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の7日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更にも同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第13条参照）

- ①ご利用者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能に

なった場合

- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
  - ① 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

#### (1) ご利用者からの解約・契約解除の申し出（契約書第14条、第15条参照）

契約の有効期間であっても、ご利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご利用者が入院された場合
- ③ご利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者のご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

#### (2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第16条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご利用者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

#### (3) 契約の終了に伴う援助（契約書第13条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。